

漁業集落における〈個と共同性〉（その2・完）

—青森県下北郡東通村尻屋とその漁業慣行の事例から—

林 研 三

はじめに

1. 尻屋集落の概要 —「部落会」と人口・通婚圏—
2. 土地保全会・三余会
3. 漁業協同組合（以上本誌第22巻第2号）
4. 若干の考察 —〈個と共同性〉の諸相—
 - (1) 尻屋と「尻屋村民」
 - (2) 「尻屋村制」の変遷
 - (3) 尻屋の漁業 —「磯物」採取・分配・販売方法を中心として—
 - (4) 「尻屋村民」と〈個と共同性〉

おわりに

4. 若干の考察 —〈個と共同性〉の諸相—

(1) 尻屋と「尻屋村民」

本稿の対象地である尻屋については、藩政期の紀行文においても触れられていたが、前稿（林 2011）でも言及したように、大正時代の尻屋崎沖での海軍特務艦船「労山丸」の座礁後の新聞各紙における「尻屋報告」を契機として、戦後にいたるまでさまざまな見地から注目され、少なくない報告書が残されてきている。戦後、特に1960年前後の尻屋については「竹内報告」があるが、そこでは「いわゆる「尻屋共産制」はすでに全くの昔語りである」（竹内 1968, 528）と述べられていた。しかし、この「尻屋共産制」とはどのような内容のものであり、それがどう変容してきたのか、あるいはそのすべてが変容したのか。

本節では戦前の研究を含む、「竹内報告」以前のいくつかの「尻屋報告」を参照しながら、「変容」する以前の「尻屋共産制」について述べることから始めたい。そして、戦前、1950～60年頃、現在の尻屋集落での規約等を若干なりとも比較することによって、「部落会」、漁協、「三余会」等に見られる当地の多彩な〈個と共同性〉に接近していきたい。

まず、藩政期での東北地方に関しては菅江真澄の紀行文が著名であるが、尻屋に直接言及した記述はその紀行文には残っていない。しかし、寛政6年(1794)の『奥の冬ごもり』では下北半島の中心部であるむつ市の田名部での真澄の滞在が記されている。その後の伊能忠敬の『沿海日記』や松浦武四郎の『東奥沿海日誌』、漆戸茂樹の『北奥路程記』等では、それぞれが尻屋を訪ねたこと、および当時の尻屋や他の東通村内の集落についての印象が書かれていた。いずれも厳しい自然環境のなかでの、半ば隔絶した各集落の様子が記されているが、伊能忠敬は太平洋側の各集落を経て尻屋に至るまでを以下のように記していた。

「十一月十六日 朝六つ後泊村出立。少晴無程雪時雨度々なり…
(中略)…同十七日 朝より晴る。六つ頃小田澤村出立。猿ヶ森村尻勞村中食、尻谷村八つ頃に着。止宿小兵衛、此所迄田名部附添人與左衛門来て世話し、是より別る。」(堀 1931, 5より引用)

明治期の町村制によって現在の東通村が成立した。尻屋地区ではその地理的要因もあり藩政村としての尻屋村とその周辺地区がそのまま東通村の一行政区となり、漁協も尻屋集落に尻屋漁協が成立している。もともと東通村は「集落連合」と呼ばれるくらい各集落の自律性が高く、集落間の道路網も十分整備されていなかった。そのため昭和62年(1987年)までは村役場も隣接するむつ市田名部におかれていた⁽¹⁾、東通村自体も明治22年(1890年)の町村制以来他

の市町村との合併を経験していない。この点からもすぐ後で述べる下北地方自体の特質とともに、東通村や尻屋の特異性が予想される。

下北地方の村落構造は、「青森県社会構造の三類型」のひとつとしてとり上げられることがあった。県下の南部地区での「南部型」、津軽地区での「津軽型」、そして「下北型」である（石崎 1960, 49）。「南部型」はいわゆる「マキ的（同族結合的）村落」であり、「津軽型」は「講組型村落」に相当する。「下北型」村落は「南部型」村落でのような本家（の当主）による統率はなく、「津軽型」でのように「寄り合い」等で選出された「總代」によって統率されているが、「津軽型」と異なり、「強力な部落共同経済にうらづけされた部落共同態の一環として各单位家族が位置づけられ……部落と各单位家族は相互に切りはなし得ない関係で結ばれている。そしてそのために各单位家族は部落によってその存立を規定されている。…こうして単位家族は部落において強大な社会保障を確保しているのである」（青森県 1990 321）。このような「下北型」の特質は尻屋において特に注目されるべき点となる。

再三言及したように、大正時代の座礁事故以後、多くの研究者がこの尻屋に注目し来訪したが、田村浩は昭和初期に次のように述べていた。

「大正十一年六月五日特務艦「勞山丸」が尻屋沖で座礁し、乗組員は月餘この部落に滞在を餘儀なくされた。その間に土地の人情風俗や特殊の慣行を知り、門司のある新聞に『共產部落』という言葉を用ひたのが世に傳へられた始めである。續いて東京日日新聞記者の探訪による紀行文が掲載され、昭和二年には東北大學の堀、中川教授一行の踏査があり、大原社會問題研究所からも調査員が派遣され、その他青森商業學校の横山教諭を始め學生の研究するところとなった」（田村 1931 1）

ここでは田村自身の著書とともに、田村も紹介していた中川善之助、堀経夫、横山武夫らによる「尻屋報告」を参照しながら、戦前期の尻屋とその後の変容について記述していこう。中川は昭和4年(1929年)に最初に尻屋を訪れたようであるが、「村の家」(『東北の土俗』所収)、「尻屋部落」(『法学協奏曲』所収)、「本州の北の果て」(『民法風土記』所収)等で当時の様子を記している。これに対して、田村自身は昭和6年(1931年)6月に、堀経夫らは昭和4年(1929年)夏から昭和5年(1930年)夏にかけて尻屋を調査し、「尻屋村制」、「尻屋村制附則」、「尻屋三余會會則」等の「尻屋三制」と呼ばれる詳細な規約を引用している。但し、田村によれば、「尻屋村制」は昭和6年(1931年)3月に改訂されているので、田村自身が引用する規約はこの改正後のものとなり、中川や堀らの引用している規約とは異なる点があり得る。「尻屋村制」はその後も改正を重ねており、昭和12年(1937年)正月には「東通村大字尻屋村規約」(以後「12年規約」と称する)として大きな改正がなされた(盛田 1954, 3)。「竹内報告」にはこの「12年規約」と昭和27年(1952年)改正の「尻屋部落会規約」(以後「27年規約」と称する)をはじめとしたいくつかの規約類が掲載されている。

ともあれ、中川によれば、昭和4年(1929年)の尻屋集落(藩政期の尻屋村区域での集落)の居住戸数は39戸であったが、そのうち6戸(「住職、訓導、大工、書記、豆腐屋、宿屋」)は他からの移入者であった。行政区である大字尻屋としては集落から約5キロメートルはなれた燈台職員の家族等を加えた48戸、454人である(中川 2001, 76)。東通村役場によって昭和5年(1930年)3月20日に発行された『尻屋状況一斑』では「部落勢一斑」として以下のように記されている。

「戸数…四八

人口…男二一五、女二三九 計四五四名

漁業集落における〈個と共同性〉（その2・完）（林）

牛馬…牛八二頭 馬一二二頭
漁舟…二間一〇八、三間四、四間五、五間一、六間一、計一一九
土地…宅地、六〇七九坪三合二勺
田地 拾町五段七畝二四歩
畑地 貳拾町四段六畝一歩
山林 一二七町四畝二七歩
原野其他 六六二町六段三畝一歩
職業別…漁撈三四 商業一。僧侶一。旅人宿業一、教員一、大工
職一、燈台員九
生産物…海籾、昆布、石花菜、鮑、柔魚及雑魚にして、豊凶ある
も年額五、六萬円を下らず。
租 税…國税九〇円、縣税一、二八七円、村税二、一七六円、計
三、五五三円 一戸平均 七四円」（東通村 1930, 2）

前述のように、尻屋集落に居住する39戸のうち、移入戸6戸を除いた33戸（382人）が旧来の尻屋居住戸（旧戸）であり、このうちの2戸は最近分家した家である。享保年間の25戸と比するとさほど増加はしていないのは、集落内での宅地の狭さとも相まって長く分家を制限してきたからであろう。33戸の大部分は「大家族」であったようであり、中川によると、24戸が10人以上の世帯であり、最も多かったのは19人世帯であったが（1戸平均11.6人）、「養子わらし」（「貰い子」）も「男48人、女21人」いたと報告されている（中川 1936, 339, 中川 2001, 76）。他方の田村によると、燈台職員や教員などを除いた戸数はやはり33戸で、人口は367人（男166人、女201人）であったが、「借り子」（「貰い子」）は64人（男42人、女22人）とされている（田村 1931, 12）。

「養子わらし」はいわゆる「寄留者」であったが、「大抵は仲介人の手で津輕地方から連れられて來」た（中川 1936, 342）。「そのころの寄留者というのは、いわゆる貰い子で、家内労働力補充のため他処から貰った子である。貰ったといえは体裁はいいが、要する

に買った子である」。「当時の相場では、大体年齢一歳につき一〇円だった。七歳の子なら、七〇円というわけだから、大学卒業生の初任給が六五円から七〇円の時代としては、割合高価である」（中川 2001, 77, 78）と述べられていた。その後この「貰い子」についてはいくつかの議論がなされてきたが（林 2008 参照）、「貰い子」が同居家族とどういう関係を取り結ぶかは、当地での〈個と共同性〉とも関連してこよう。

前述の「南部型」、「下北型」、「津軽型」にはそれぞれ「名子」、「貰い子」、「借子」が対応し、「名子」は「全く家族の原理によってやがては「カマド」になるところに労働の対価を求め、「借子」はいわば季節的農業労働者のな労働契約の上にその対価を米或は現金によってまかなわれるのである。「貰い子」はあたかも「名子」と「借子」の中間に位する形態であつて「着せて、くわせて、小使いを貰う」がしかしカマドになることはその中の少数であつてやがて成年に達する頃は多く主家を去る」と述べられている（青森県 1990, 322）。ここでの「名子」は「住込奉公人」（有賀 2001, 322）として、本家の次三男と同様にやがては分家（カマド）していくことが予定されていたが、「借子」は全くの被雇用者であった。これらに対してその「中間に位する」とされていた「貰い子」は、いわば〈家族〉と〈非家族〉の境界域に存在し、「生活共同体や労働組織としての家」（林 2008, 28）の一成員ではあった。当時は各戸でのこの「貰い子」の人数には制限はなかったようであるが、イエの一成員であるならばコンブ採取等にも参画できる故に、「貰い子」の存在は、当地での分家と同様に、「尻屋村民」の定義や漁業権の問題にも関連してくることになる。そもそもコンブなどの「磯物」採取権については、資源保護の観点からも厳しく「尻屋村民」にのみ限定されていたが、「尻屋33軒はすべて本家」と言われてきた背後には、次のように「尻屋村制」での「尻屋村民」の厳密な定義と新たな分家者への制約があったのである。

「第一條 本規約ニ於テ尻屋村民ト稱スルハ末尾記名者及全族乃至相屬者ヲ謂フ。新規分家スル者及絶家再興者ハ本規約第六條ニ依リ總會ノ承認ヲ經タルモノニアラザレバ權利ヲ有セサルモノトス」

「第七條 新二分家シタル戸主ハ前條ノ部落共有財産ノ一人分ニ加入スル權利ヲ得ル代償トシテ八百圓ヲ一時金乃至五ヶ年賦トシテ尻屋部落ヘ出金スルモノトス」

「第八條 新規分家ハ村中ノ總會ノ承認ヲ得タル月ヨリ起算シテ滿三ヶ年間ハ村中一切ノ賦役、村費ノ負擔乃總會出度ノ義務等ヲ免除シ一家創設ノ基礎ヲ造ラシムルコトヲ容認ス」

「第九條 本村民ノ家族ニシテ戸主ノ承認ヲ得ズ獨自ノ都合上一家ヲ創立シタルモノハ村内共同ノ財産ニ加入スルコト得サルハ勿論尻屋漁業組合ノ享有セル漁業ニ従事スルコトヲ得ス」（田村 1931, 12~14）

「第十條 本村民ニシテ家計上ノ都合ニヨリ廢絶家トナリタル場合ハ其ノ親族及遺産管理者ニ交渉ノ上當部落地區内ノ土地其ノ他ノ貨財ハ尻屋部落共同ニテ讓渡ヲ受クルモノトス而シテ共有地ニ屬スル權利ハ時價四分ノ三以内ノ價格ニテ部落共有財産ノ内ニ讓渡ヲ受クルモノトス尚他地方ニ移住シタル場合亦全ジ

但シ分家シタル者ニシテ二代目迄ノ間ニ於テ廢絶家シタル場合ハ加入當時ノ部落出金額即チ八百圓ニテ共同財産ノ權利ヲ尻屋村ニ讓渡スルモノトス『三代以上ハ本来ノ村民ト同等ノ權利ヲ得ルモノトス』」（田村 1931, 16）

これらによれば、「尻屋村民」とは「末尾記名者」である戸主だけでなくその家族も含んでいたようである。戸主の承認のもとでその家族が分家する場合は、一時金800円を支払うことによって「共有財産」の権利や漁業権を得るとともに、3年間は「村中一切ノ賦役、村費ノ負擔及總會出席ノ義務」は免除された。しかし、この金額は、前述のように「大学卒業生の初任給が六五円から七〇円の時

代」では、相当大きな金額であるので、当地内よりも近隣の商業地区でもあった田名部に分家させるほうが容易かったようである（小野 1934, 258）。そして、他への分家もできない次三男のなかには生家にとどまる者もいたので、既述のような「大家族」が出現したのであろう。それでも昭和11年（1936年）頃にこの金額が1300円に値上げされたのは、その直前に新たな1戸が一時金を支払って分家したからであるとも言われている（山口 1957, 11）。いずれにせよ、分家が「戸主ノ承認」とともに「總會ノ承認」を必要としたことは、分家はその本家の家内の事象ではなく、「部落共有財産」や漁業権等とも連動する「部落」レベルでの事象（「尻屋村制」の問題）として位置づけられていたことになる。「第十條」での廃絶家の場合の「當部落地區内ノ土地其ノ他ノ貨財」と「共有地ニ屬スル權利」の外部流出防止策も、イエと「部落」の相互関係の物的な保障を表すものである。

さらに「貰い子」にも昆布等を採取する「漁業権」を認める場合もあり得たので、次のように「尻屋村制」において規定する必要があった。

「一、同居寄留人ハ届出後一ヶ月ヲ經過セザレバ家族ト同等ノ漁業権ヲ容認スルコトヲ得ズ（第五十二條）。

一、前條同居寄留者ニシテ組合員ノ家族ト同等ノ漁業権ヲ容認スベキ資格者ハ各戸ノ都合ニヨリ男女ノ性及ビ其ノ人數ノ制限ヲ問ワザルモノトス。而シテ寄留當初ノ年齢ハ十五歳未満タルベシ（但シ年齢ノ算定は生年月ヲ以テ算定スルコト）（第五十二條の二）」（堀 1931, 34）

この「第五十二條」は田村によれば、すなわち昭和6年（1931年）の改正後には、「尻屋村制附則第二十四條」として記されており、次のように若干の修正が加えられていた。

「第二十四條 養子ノ意味ヲ以スル同居寄留人ハ寄留届出後一ヶ月ヲ經過セサレハ家族ト同等ノ漁業権ヲ得サルモノトス」（田村 1931, 21）

「同居寄留人」としての「貰い子」が「家族ト同等ノ漁業権ヲ容認」（傍点は林）される対象であったことは、「貰い子」は「家族」とは一応区分されていたことを意味しよう。それが昭和6年（1931年）改正後は単なる「同居寄留人」ではなく、「養子ノ意味ヲ以スル同居寄留人」とあえて明記されていることは、「家族」と「貰い子」との関係の微妙な変化を、さらには「漁業権」と「家族」のより近接した関係を示唆するものと考えられる。そして、この「貰い子」が「同居寄留者」とされている点からは、「分家者」や「相続人」等とも共通する「尻屋村民」の必須要件としての当地での「居住」が指摘されるし、この要件を欠く転出者は「尻屋村民」ではなく、上記の「尻屋村制第十條」での廃絶家の場合のように、「共有財産」への権利や漁業権も喪失することになる。

(2) 「尻屋村制」の変遷

尻屋の居住戸数や人口は藩政期からさほどの増加があったわけではない。このことは今までも指摘されてきたが、中川善之助らよりも若干後に尻屋を訪問した山口彌一郎による記述を整理すれば、以下の表（1）のように表示される。この表からは戸数比して人口が明治期から昭和初期にかけて大きく増加しており、このことが1戸あたりの人員の増加をもたらしたことになる。

表（1）戸数と人口（山口 1937, 67掲載の表からの引用）

	享保の頃 1716~1735	安永の頃 1772~1780	明治23年 1890	昭和10 1935
戸数	25	28	30	48
人口	190	187	226	481
1戸当人口	7.6	6.7	7.5	9.6

その後の尻屋集落での居住戸数の変遷は明らかではないが、大字尻屋での居住戸数の推移は前稿で示したように、戦後になって大きく増大している。これは近郊での三菱マテリアル株式会社の石灰石採掘場建設等をその要因としていると考えられるが、こういった社会的、経済的状況の変化のなかで、前項で引用した「尻屋村制」での「尻屋村民」の資格や分家条項、寄留者条項も変化していくことになる。「12年規約」と「27年規約」、そして現在の「尻屋部落会規約」（以下「現行規約」と称す）では以下のように変わってきている。

「12年規約」

「第一条 本規約ニ於テ尻屋村民ト称スルハ各戸主、同家族及ヒ寄留者ヲ謂フ。

第二条 前条ノ寄留者トハ正当ナ手續ヲ了エタル寄留者ニシテ男女共ニ二年令十五歳以下ノ者ニテ本籍吏ノ証明セル謄本又ハ抄本ヲ持参シ到達ノ日ヨリ起算シテ三十日ヲ経過セル者ヲ認ム但シ年令ノ正否を認ムルニハ謄抄本ニ依ルモノトス。」

「第六条 尻屋村民ノ家族ニシテ戸主ノ同意ヲ得テ分家スル者及ヒ絶家再興ノ場合ハ其ノ旨惣代人迄申出テ総会ノ承認ヲ得ルモノトス。」

「第七条 前条ノ承認ヲ得テ一戸ヲ建立セル時ハ尻屋部落從來ノ規定ニ応ジ一般共有財産ノ一人分ノ権利及ヒ義務ヲ有スルモノトス。」

「第八条 新タニ加入シタル戸主ハ前条ノ部落共有財産ノ一部ニ加入スル権利ノ代償トシテ弐十年間ノ償還年賦ヲ以テ金四百円ノ加入金ヲ村方ニ納附スルモノトス。而シテ加入金ノ完納迄ハ期間中ハ本家ノ戸主又ハ身元保証人ニ於テ其ノ債務ヲ保証シ必ズ完納セシムベキ事ヲ誓約ス。」

「第九条 新規分家ハ村中総会ノ承認ヲ得タル日ヨリ村中一切ノ賦役、村費ノ負担及ヒ総会ニ出席等ノ義務ニ随ヒ其他村規約ニ依ル

一般ノ権利義務ヲ有スルモノトス。」（竹内 1968, 539）

「27年規約」

「第一条 本規約に於て尻屋部落民と称するのは尻屋部落に住居し住民登録をしたる各世帯主及同家族を言う。」

「第六条 部落民にして分家希望の者及絶家再興の場合はその旨を部落会長に申出總會の承認を得るものとする。」

「第七条 新加入したる者は部落の承認を得た日より部落一切の賦課経費の負担及總會に出席その他部落規約による一切の権利義務を有するものとする。」（竹内 1968, 535）

「現行規約」

「第四条 この会は、住民登録をし、尻屋部落地区内に住居している、世帯主をもってする。」⁽²⁾

「第六条 入会者は、尻屋部落地区内に住居し、保証人一名を有し、加入申込書を添えて申し出ること。」

「第九条

- 一 会員は、加入と同時に、会の強化に努めることを誓い、会員としての責任を負わなければならない。
- 二 会員は、加入した日より、会一切の賦役、経費の負担を負うこと。」

「尻屋村制」とそれ以後の改正規約を「尻屋村民」、分家、「貰い子」のそれぞれについて比較していこう。まず「尻屋村民」については、当初は「末尾記名者及全族乃至相屬者」（「尻屋村制」第一條）であったが、「12年規約第一條」では「各戸主、同家族及ヒ寄留者」とし、「寄留者」を「尻屋村民」に含めている。この間に前述の「養子ノ意味ヲ以スル同居寄留人」という昭和6年3月の改正があったとすれば、これらの改正によって「貰い子」は各戸の「実子」に近似するイエ成員として「尻屋村民」に含まれることに

なつたと解せよう。但し、この「12年規約」ではそういった「寄留者」は「正当ナ手續ヲ了エタル寄留者」であるとし、その「正当ナル手續」とは「本籍吏ノ証明セル謄本又ハ抄本」によって遂行されるとしている。つまり、公式法（国家法）によって「尻屋村民」である条件が証明されねばならないし、その手続きが明文化されている。

分家は「尻屋村制」以来総会の承認を必要としているが、「12年規約」では「部落共有財産ノ一部ニ加入スル権利ノ代償トシテ式十年間ノ償還年賦ヲ以テ金四百円ノ加入金」の支払いが義務づけられ、加入と同時に「村中一切ノ賦役、村費ノ負担及ヒ総会ニ出席等ノ義務ニ随ヒ其他村規約ニ依ル一般ノ権利義務」を有するとされた。つまり、「5年間で800円」の賦課金が「20年間で400円」に引き下げられるとともに⁽³⁾、様々な義務や負担の免除規定はなくなった。さらに、400円の支払いに関しての「身元保証人」を必要とすることが成文化されている。この「身元保証人」規定もそれまでの慣習に依存していた部分の成文法（規約）への顕在化として捉えることができる。

「27年規約」になると、「貰い子」の規定はないが、このことは当時「貰い子」が存在していなかったことを意味しない（林 2008, 4）⁽⁴⁾。この規約での「尻屋部落民」とは「尻屋部落に住居し住民登録をしたる各世帯主及同家族」であるとされており、この条文のなかの「住民登録をしたる…同家族」に「里子」（林 2008, 6）として「貰い子」が含まれていたと解釈することもできよう。分家については総会の承認を必要とし、「部落民」としての「一切の権利義務」を負うとされていることは同じである。この規約には「賦課金」規定はないが、昭和28年（1953年）に当地を調査した盛田稔は、分家に際しては「現在は時価数十万円の代償金を支払わなければならない」（盛田 1954, 20）と記していた。「現行規約」になると、「住民登録」、部落地区内での居住、「保証人」を要件とした世帯主が「部落会員」となったが、「部落会員」としての賦役や経

費の負担は従前通り明示されている。他方でそれまでの「部落共有財産」についての言及は「27年規約」以後は消失している。これは戦後になると共有地については「土地保全会」（昭和26年成立）、漁業権については尻屋漁協の管轄事項となり、これら両者が「尻屋部落会」から分離したからであろう。にもかかわらず「27年規約」では分家は「総会の承認」を必要としているが、これはこの承認によって分家者とその家族が「尻屋部落民」として認知されることになるからであろう。しかし、「現行規約」になると「尻屋部落民」の規定は存在せず、「尻屋部落会」の会員、入会如何についての規定のみであるので、厳密に言うと「尻屋部落民」や「尻屋村民」についての「総会の承認」規定はない。

「尻屋村制」以来の「尻屋村民」、「尻屋部落民」、「尻屋部落会員」は各戸の戸主、世帯主とその家族、「寄留者」であった。そのなかの戸主や世帯主の継承方法の一つとして、「隠居制」がとられていたが、当初の「尻屋村制」ではこれが「尻屋村民」自体にも適用されていた点に当地の特質がある。以下ではこの隠居規定を見てみよう。

「尻屋村制」

「第四條 尻屋村民ハ家事ノ都合ニヨリ何時ニテモ隠居ヲ申出ルコトヲ得但シ前條ノ隠居トハ法定ノ年齢ニ達セサルモノ及法定ノ年齢即チ六十歳以上ト雖モ家事ノ都合上終身隠居セサルモ之ヲ承認スルモノトス。」

「第五條 戸主隠居ノ場合ハ法定ノ家督相続人前戸主ノ権利義務ヲ継承スルモノトス」（田村 1931, 19）

「12年規約」

「第三條 尻屋村戸主ニ於テ家事ノ都合ニヨリ何時ニテモ隠居ヲ申出ルコトヲ得。但シ前項ノ隠居トハ村規定ニヨル年令即チ七十二歳ニ達セル者及ビ該年令ニ達セサルモ特別ノ事由ヲ申出テ村方ノ

承認ヲ得タル者ヲ謂フ。」

「第四条 前条ニヨリ隠居セルモノト雖モ七十二歳迄ハ総テノ事業ニ代理者ヲ頼ム事ヲ得、七十二歳以上ハ之ヲ許サズ。」

「第五条 戸主ニシテ隠居ノ場合ハ法定ノ家督相続人及ビ後見人ヲ以テ前戸主ノ権利義務ヲ継承スルモノトス。但シ後見人ニシテ他日家事上都合ニ依リ親族会議ノ上戸主ト認メ村方ニ申出ノ際ハ是ヲ容認スルモノトス。」 (竹内 1968, 539)

「27年規約」

「第三条 世帯主にして都合により部落会より隠退することができ。但しこの事について申出があった場合は部落会長は臨時総会を開き協議のうえこれを承認する。」

「第四条 世帯主にして隠退せし時は前世帯主の指名する者をもって権利義務を承継するものとする。右者部落会に入会を申出ありし時は此を容認するものとする。…」 (竹内 1968, 535)

「60歳」は明治民法上で「普通隠居」(752条)が可能になる年齢であるが、「尻屋村制第四条」では「尻屋村民」はそれ以前の年齢においても隠居すること、逆に「終身隠居セサル」ことも可能であるとされている。「12年規約」では隠居年齢72歳が明記されて、それ以前の隠居の場合は昆布などの代理採取が可能とされている。

「戸主」以外の者の「隠居」に関しての明文規定はないが、「尻屋村制第四条」では「尻屋村民」の「隠居」を規定し、後述する当地の年序階梯制のなかで女性についても「インキョバサマ」が用意されている点、「12年規約」4条での「事業」には戸主以外の者(戸主の妻など)も参加していたので、それらの「代理者」もあり得る点、これらを考慮すると戸主以外の「隠居」もあり得たとの推測は可能である。また、戦後の「27年規約」での「隠退」が「臨時総会」での承認を必要としている点は、分家の場合と同様にこれらが当該戸の家内の事象に限定されるものではなく、「尻屋部落」の

問題として位置づけられていたことになる。

しかしながら、ここで特に留意しておきたい点は、「尻屋村制」から「27年規約」までの第1条では「尻屋村民」や「尻屋部落民」を規定しており、それは戸主や世帯主だけでなく、その家族や寄留者をも含んでいる、そして新規分家の場合を除けば構成単位としてのイエへの言及はないという点である。ここからは、「尻屋村」や「尻屋部落」の構成単位はイエではなく、これらの「尻屋村民」、「尻屋部落民」であるとの解釈も可能であろう。それ故に戸主以外の者の「隠居」にも言及されていたのではなかろうか。「現行規約」での「部落会」会員は世帯ではなく世帯主である点も、この傾向の継承であると解釈できるかもしれない。もっとも「現行規約」では「尻屋村民」、「尻屋部落民」の規定はなく、各世帯主である「部落会会員」のみの規定である点は、後述するような「部落会」自身の変化を示唆するものであろう。

次に「尻屋部落会」の役職や執行機関についての規定を見てみよう。「尻屋村制」の第5条では、「正總代」のもと、「副總代、區長、漁業組合理事、評議員、東通村會議員、産牛馬代議員、衛生委員、十五日輪番伍長、書記」などの役員が列挙されていたが、これらの多くは戸主の選挙によって選出される。「正總代」は「部落全般の事務を管掌する」（田村 1931, 60）ほか、漁撈や薪炭の採取等の生業に関しても大きな権限を有していた。この「正總代」が決めた事項は、1日交代の「傳令役」である「参伍」と15日ごとに各戸の戸主が交代で担当する「輪番伍長」によって伝達・実行される。特に「輪番伍長」は「尻屋村制」第8条によると「惣代ノ指揮ニ從ヒ大字内全般ノ庶務ヲ辨ジ乃至會議ノ際ハ各自ノ私宅ヲ以テ議場ニ供スルモノトス」と規定されていたが、ここでの「私宅」の提供には燃料費としての「炭、油等の提供」をも含んでいた（堀 1931, 25）。

「區長」や「村會議員」は明治22年施行の「町村制」によるものであり、「區長」は村長の職務の一部を行うことになっていたが、

実際には当地では「正總代」がその大部分を執行していた。評議員は「評議員會」を構成するが、この「評議員會」と、「大寄合」と呼ばれ通常は正月に開催される「通常總會」、そして「正總代」が必要と認めた場合に召集される「臨時總會」が当地の決議機関であった。「通常總會」では「尻屋村制」の改廢、總代等の役員の改選、予算決算等の集落の経営全般についての事項の審議がなされていたが、「決議は出席員の多数決によつて行う」（堀 1931, 26）とされている。この決議方式は「12年規約」では多数決のままであったが、「27年規約」では「会員の三分の二以上出席し出席員の三分の二以上の同意を以てこれを決するものする」（11条）となり、「現行規約」もこれを踏襲している。*

こういった各種の役員から容易にうかがわれることは、「東通村會議員」等の行政村関係の役員、漁業組合の理事、そして集落（「部落會」）固有の役員がともに「尻屋村制」のもとで規定されていることである。つまり、公式法（国家法）での村會議員や漁業組合理事が、非公式法（非国家法）としての「尻屋村制」に包含されることによって、「尻屋部落會」のもとで一元化されているのである。よって、行政村関係事項も漁業組合関係事項も「大寄合」で審議され、「總代」のもとで執行される。

「12年規約」は役員や決議方式については「尻屋村制」を概ね踏襲していたが、「27年規約」では、「正副總代」は「正副會長」とされ、他の役員としては評議員、書記、衛生委員、伍長があげられていたにすぎない。しかし、その「第八條ト」では「伍長は半月の輪番とし当番中は總會及役員會会場に出席し會長の指示に従い雑務に従事する。木炭は集會の有無に関せず一俵ずつお茶は一本宛差出すものとする」とされ「尻屋村制」との連続性が見られる。「現行規約」では役員は「會長、副會長、監事、顧問、衛生委員、書記」（16条）となっており、評議員が消え、「監事、顧問」が新たに加えられている。「伍長」は役員としてはあげられていないが、第9条4項で「伍長は、半月の輪番とし、当番中は、會長の指示に従い雑

役に服す」とされ、「木炭」や「お茶」の提供は除かれている。また、それまでは規約に掲載されていなかった「公事」が「会員は、加入と同時に、輪番伍長、公事、その他に服すこと」、「公事は、伍長の指示に従い作業に従事し、上下番を申しおくること」（第9条3項、5項）と明記されている。この「公事」とは「毎戸輪番であたる少人数でできる村仕事」（小熊・小池 2002, 72）やその担当者のことである。

このような役員の種類の変化は、戦前の「部落会」と漁協、行政村関係事項との一体化から、戦後それぞれの組織・機能が分離していったことに伴うものである。そもそもこの分離によって生業（漁業）や法・行政上の規制は「部落会」から削除され、さらに「土地保全会」も戦後分離したのであるから、それらを除いた後の「尻屋部落会」としての強制力の弱化は避けられなかったのであろう。田村の調査当時は「成文による規律慣行に違反し又は風俗秩序を亂した場合には總會の決議によって處分されるが、^(ママ)（村制第四十八條罰則）總代の指示に服従しないものは三十銭から五十銭の金銭罰を受け」ていたし（田村 1931, 61）、「27年規約」第14条でも「本規約に違反し又人夫出役に遅刻その他仕事を怠け且つ他人をせん導して悪意を生ぜしむる行為のものには總會の決議を経て違約金を課す」（竹内 1968, 537）とされていた。しかし、「現行規約」では会員としての責任や義務を明記しているが（第9条）、罰則規定は設けていない。

こういった変化は「部落会」自体にはもはや居住者の生活全般を掌握する力はなく、またその必要性もなくなってきたことを意味する。それゆえ前述のように、「現行規約」においては部落会会員（世帯主）の資格規定はあっても、「尻屋部落民」の定義は必要とされなくなった。しかし、他方では、「部落会」運営に必要な、それまでは慣習にゆだねてきた会員としての義務をあえて成文化する必要もでてくる。「公事」が成文化され、会議での定足数の明示と決議方式が過半数から「三分の二」条項に変更されたことは、それ

まで慣習に依存してきた部分（会議への参加や決議方式、あるいは些細な村仕事）の「法化」としても把握できるかもしれない。

これらに対して「尻屋三余会會則」及びその附則は、昭和初期と比すると変更点はきわめて少ない。当時「會員は七十名あつて基本金^(ママ)は五千圓に達して…地先水面の一部と海布苔の漁場一ヶ所を興へられ年収五百圓位の漁業権を有してい」（田村 1931, 92）た。

『尻屋状況一斑』でも三余会の「所有財産」としては「現金二千圓、本縣農工銀行、大湊電燈會社、大湊興業會社、五十九銀行等の株券を有す。又山林及會場敷地建物二棟及海籬採取濱一ヶ所、年収五百圓内外の漁業権を有す」（東通村 1930, 10）とされている。會員資格は現在と同じであるが、「大正12年7月改正」の會則では「會長は二十四歳以上四十一歳迄の有為徳望の者を選任すること、なつており、正副惣代人及び漁業組合理事長の家族は被選挙権がない」し、「會長以下の役員は二十歳以上四十一歳迄であつて、選挙権は正會員二十歳以上の者がすべてこれを有してゐる」（堀 1931, 27）とされていた。「貫い子」はこの會長と副會長にはなれなかつたようである（田村 1931, 20, 横山 1940, 73）。この會長らの役員の上限年齢、惣代人や漁協理事長の家族の會長・副會長候補からの除外規定は現在の會則や附則にはないし、役員の種類も正確には現在とは異なっているが、前稿で述べたような「三余会」の機能についての実質的な違いはほとんどない。さらに上記のように「部落会」の「現行規約」では罰則規定は削除されていたが、三余会附則では罰則規定はほぼ従前通りである。

部落会規約の変化に比して、三余会會則・附則の変化がさほどないということは、社会的・経済的・政治的變動に対して、「三余会」自体が変化しなかつたことになるのであろうか。この点については後述するが、ここでは會則・附則の改正はなくとも、會員構成は変化してきたことのみを指摘しておきたい。当時33戸の戸数に対して70名の會員が存在したことは、各戸から複数の會員が輩出していたことになるし、「貫い子」が會長・副會長になれなかつたとい

う指摘自体、「貰い子」も会員にはなり得たことを意味している。つまり現在のように各戸の「跡取り」のみが会員となる方式に、その後変わったのであるが、会則ではこういった改正はなく、実質的に変わっていったという点に注目しておきたい。

さらにこの「三余会」と前述の「隠居」規定は当地での性別年序制の一部を形成していた。「竹内報告」によれば、男側は「子供組」—三余会—戸主会（部落会）—隠居（インキョジサマ）、女側は「子供組」—メラサド（娘連中）—アンネド（嫁連中）—ババ連中—隠居（インキョバサマ）という年齢階梯制が形成されており（竹内 1968, 507）、概ね家族での地位と対応しているが、これらのうち規約を備えた組織は「三余会」と戸主会のみであった。その理由は双方とも共有地等の「財産」を所有していたので、その構成員性を明確にする必要があったからではなかろうか。

(3) 尻屋の漁業—「磯物」採取・分配・販売方法を中心に—

尻屋が「共產集落」として世に知られた主要な原因は、昆布採取とその分配方法にあったとされている。確かに当地の産業は漁業が中心であり、牧畜業がこれにつぐが、その一方で農業や林業はきわめて低調であった。前掲の『尻屋状況一斑』での田畑面積はその後ほとんど変化がなく、昭和32年（1957年）には「田9.64町、畑18.28町」（竹内 1968, 507）とむしろ微減している。従ってこの面積からも農業による各戸の自立は不可能に近かったのであり「陸産事業は牛馬の共同牧場経営のみにして、農産業は土地甚だ痩せ、岩石多く、加ふるに氣候適せざるを以て耕地僅少微々として振は」（東通村 1930, 4）なかった。「竹内報告」でも「尻屋の陸の生産では農耕よりも牛馬飼育が重要であり、約八〇〇町歩の原野はあげて、その放牧採草に供されてきた」（竹内 1968, 510）と述べられているが、昭和初期には、約200頭の牛馬が約150町歩の共有牧草地で放牧されていた。しかし、この放牧に関しても「尻屋村制」の第53条では、他部落と共同で飼育するためには「牛馬惣代人」の承認を必要

とするとし、且つ「牝牛馬二頭以上ヲ所有スルモノハ共同ノ牝牛馬ヲ牧養スルコトヲ禁」(堀 1931, 38) じ、この草地で飼育する牝牛馬は 1 戸につき七頭以内とされていた(田村 1931, 40)。「12 年規約」ではその頭数は「三歳以上ノモノ五頭以上ヲ飼育放牧スルコトヲ禁ズ」とされ、戦後の「27 年規約」ではこの類いの規定は姿を消したが、戦前までの規約からは一定面積の共有牧草地での放牧頭数を一律に制限することによって、各戸の「形式的平等性」を志向していたことがうかがわれよう。

こういった志向は主産業である漁業においてより強く見られる。昭和初期の尻屋での主要な漁獲物は専用漁業権区域からの昆布、フノリや雑海草、アワビや雑魚などであった⁽⁵⁾。これらの採取活動やその分配は總代の指揮のもとでの部落民の共同性と平等性を原則としており、その方式が「尻屋共産制」として注目されたのである。しかし、この昆布やフノリ等の採取・販売・分配にみられる共同性は以下のような、藩政期における人為的な措置の結果であったとも言われている。すなわち、このような共同性が確立する以前は、隣接する尻屋でのように最初の幾日間は共同採取日とし、その後の幾日間かは自由採取日としていたが、「藩主より部落の海産物取扱商人として独占権を附與されてゐた田名部山本海産商は、不当に低廉なる價格を以て部落の海産物を買占め、従つて部落の生活が甚だしく窮乏に陥つた」。「斯く部落が窮乏しつつ、ありし折柄、越後沼垂の人マカベクニサブロウ(眞壁國三郎か)なる者が難航して漂着した。吉蔵翁の祖父松兵衛(文化二年生)は、發覺のうへは斬殺せらるゝの覺悟を以て、部落の貧困を救はんがために、前記クニサブロウに海産物の一部を賣却方を託した。而して松兵衛は、海産物密賣の發覺を防ぐためにも、部落經濟を共同體として統制するの必要を感じた」。さらに隣村の岩屋村との漁区争いや「昆布採取」の特殊性のために自由採取を許すと自ずと生じるであろう格差拡大を防ぐためにも、「今日のような全體的共同經濟組織を生み出した」とされている(堀 1931, 8~12)。

この昆布採取の「共同性」の正確な由来は定かではないが、昭和初期には「總代」が昆布やフノリ採取の決定をなすと、「参伍」が各戸にその旨を伝え、当日は輪番伍長である「オガシラ」の指示のもとで採取が行われていた。しかし分配方法や代理採取の要件等と異なり、このような実際の採取方法については「尻屋村制」には記されていない。ここでは戦後の調査ではあるが、昆布採取（「刈り昆布」）の様子を比較的詳しく記した盛田稔の論稿が戦前の中川善之助の簡単な調査報告とも概ね一致するので、それを引用しておく。

「部落最高の権威者たる総代が漁業組合理事と協議の上、明日は昆布を採る日だと決定したとする。総代は直ちに此の旨をオガシラに伝える。オガシラは参伍即ち伝令役をして漁業権を有する38戸の村民に此の旨を伝達させる。いよいよ当日になると村の中央高地に立つたオガシラは総代の命令下「ホウホウ昆布刈り用意」と叫べば38戸の全村民（15才以上72才迄の男子）利鎌を手にして丘を走り下り浜辺に集まる。

頃合いを見計らつてオガシラが「昆布刈り始め」の号令を下せば若者と老人2人乗りの小舟は我先にと漕出し、4、5丁沖に出るや若者共は海底に沈み昆布を採取して浮び上がる。年寄はそれを舟に引上げる。暫くして「アガレ」と言うオガシラの命令一下小舟は一隻残らず岸へ漕ぎよせる。舟の昆布を砂上に拡げて乾かすのは女の任務である。かゝる作業が一日に何回となく繰り返される。かくして採取された昆布は一抱えずつ一塊とし砂上に蜿蜒と配列される。配列が終われば1本の棒を持つたオガシラは昆布の山を15才以上72才迄の男子の人数に当分し、一人一人村民の名を呼びながら昆布の山を棒でたゝき平等分配を終わるのである。」
（盛田 1954, 8）

昆布採取は毎年7月末頃から8月下旬頃までの間に、沿岸を3区

に分けて行われていた。男子のみが昆布を採取するが、女子もその乾燥作業を担うこととなる。上記のように、分配は人頭割によって「形式的平等性」が追求されているが、この方法は「尻屋村制附則第九条」の「昆布ノ採取ハ勞役ノ難易ヲ問ハス収穫モノヲ平等ニ各人ニ分配ス但シ故ナク休業シタルモノハ其ノ条件ヲ受クルコト能ハス」に基づくものであった。さらに「拾い昆布」に関しては次のような規定があった。

尻屋村制附則

「第一七條 拾昆布ニ際シテ一戸ヨリ四人迄出場ノ場合ハ戸數割ニテ配當シ四人以上ヲ要スルニ當リテハ全家總動員ノ命令ヲ發スルモノトシテ總動員ノ場合ハ其ノ配當方ハ人頭割に配當ス」

「第十八條 總代人乃至理事ヨリ昆布拾ヒ人數四人ツ、出場ヲ命セラレタル場合其ノ家ノ都合上三人ヨリ出場出来サル家庭ニ於テモ四人出場シタル家ト同様ニ昆布分配ヲ戸別平等ニ行フモノトス

第十九條 昆布採取ノ時ニ當リ沖取り後海岸ニ漂着シタルモノト雖勝手ニ取ルコトヲ得ス」(田村 1931, 65)

「拾い昆布」の場合はその当日の海岸への「寄り昆布」の量によって採取人数を調整し、1戸あたり4人以下の動員ですむ場合は、採取後の分配は各戸ごとに平等になし、4人以上の動員の場合は、人頭割で分配する。よって後者の場合は各戸の分配量に差異が生じることはあり得るが、各個人への分配に関しては「形式的平等」が志向されている。そして、このことが各戸単位での「実質的平等」を実現することになるが、同時に4人以下の動員の場合に「戸數割」とすることによって各戸間の格差を抑制する措置をもとっている。さらに上記第19条は「沖取り」(「刈り昆布」)時に流され海岸に漂着したコンブであっても勝手に拾得することを禁止した規定であり、後には拾得した場合は「拾圓以内の違約金を徴収」という罰則規定も追加された。

フノリの場合は、地先沿岸を11区に分け旧暦4月上旬から5月下旬までの間に干潮時を見計らって1日3時間程度採取された（堀 1931, 35）。フノリについては男女全員が採取活動に従事することになる。「布海苔の採取は最も全體的である。男女を問わず、總代の命令一下全部落民は舉げて出勤する。部落に残る者はたゞ書記と小學教師のみである。この二人は部落の留守居役として火の^(ママ)要心等をなし、その反對給付として布海苔一人前の配當を受ける」（中川 1930, 153）。アワビも同様に男女を問わず「全部落民」が採取するが、ここでの「全部落民」とはあくまで漁業権を有する者であり、それは上記「尻屋村制第一条」で記されていた旧来の33戸の成員で、「貰い子」を含む15歳以上72歳までの者である（田村 1931, 19、堀 1931, 33）。さらに昆布と同様に鮑も男のみが採取するが「漁區は五區に分たれ、同一區を年に三回以上採取せざること、してゐる」（横山 1940, 47）と述べられていた。他方で、堀らによると、鮑については「三月二十日より十月三十一日迄捕獲を禁ず。磯付の鮑は捕獲を禁」（堀 1931, 36）じていた。

フノリやアワビの分配方法は、昆布とは異なり、各自が採取した分はそのまま各自の収穫量となる。そうであれば、各自の収穫量に差異が生じることになるが、実際にはさほどの不平等は生じていないと報告されている（堀 1931, 46）。この点に関して、田村は「布海苔は水面を七ヶ所に区分し、男女年齢別に従ひ其の難易を考慮し各組公平に採取する。…各組の採取區域は男女老若の難易により水面が一定されてゐる故男と女壯年と老若の採取量は略一定されてゐる。しかも採取日取が波靜かな日を選び何人でも採取し得られるようにする」と述べている（田村 1931, 70, 72）⁽⁶⁾。

このような昆布以外の海産物の採取方法や分配方法はすべて慣習にゆだねていたが、一般に漁業権が停止される場合、代理採取を許す場合等は以下のように「尻屋村制」に記されていた。まず漁業権が停止される場合は次の場合である。

- 「一、七十二歳以上の隠居者にして疾病事故ある場合
- 一、漁業組合員の家族にして（實子、養子、寄留者全部を含む）他村乃至他部落に居住變をなし、自活の目的を以て商業に従事したるもの。
 - 一、前項の家族にして地元の漁業以外の職業を二カ年以上他地方に於いて営み將來の自活の目的のためにせるものと認められたる場合
 - 一、北海道に出稼したる者にありては出發のときより起算して一カ年内に帰家せざる場合（「村制」第五十五條及び第五十七條）」（堀 1931, 32)

これらの場合は最初の「隠居者にして疾病事故ある者」を除けば全て当地不在であるので、實質的に漁業権を行使することはできないが、そもそも不在者は居住を必須要件とする「尻屋村民」ではないし、実際の採取活動に従事することもできない。「尻屋村民」でなければ、当然漁業権はないことになる。しかし、不在者がすべて非「尻屋村民」であるわけではない。不在であっても、あるいは居住していても実際の採取活動に従事できない次のような場合は「尻屋村民」としての権利は維持されるので、「部落の家族の代理人」による採取が認められることになる（①～⑦は便宜上林が付した）。

- 「①疾病事故ノ為メ昆布採取ノ業ニ従事シ難キモノハ代理ヲ以テ採取セシムルモノトス但シ本條ノ疾病ト稱スルハ藥用シ且ツ病褥ニ在ルモノ乃至區長、惣代、理事ノ見込ニヨリ實際昆布、布海苔ノ採取ヲ為ス能ザルモノヲ指ス、永病人ニアリテハ三カ年ヲ限リトシテ代理雇入ヲ許ス（「村制」第四十五條、尚ほ第四十七條参照）
- ②兵役ノ義務ニ服シ入営中乃至出征者ハ布海苔ハ代理摘採ヲ許ス（これは村費にて代理人雇入をなす。村會開會中の村會議員の分、産婆講習生の分も同様に取扱はる。－著者）（尚ほ第四十七條参照）。

③豫備、後備並ニ現役軍人ニシテ軍役ニ從事中負傷病氣ノ為メ身體ノ自由ヲ失ヘルモノハ終身昆布布海苔ノ代理摘採ヲ許ス（第四十六條）。

④十二歳以上ノ男子ニシテ他ノ市町村ノ學校へ遊學スルモノ（昆布及び布海苔について）。

⑤齒骨納骨ノ目的ヲ以テ他ノ市町村ノ寺院へ參詣中ノモノ。

⑥參宮者、金比羅神社參詣ノ目的ヲ以テ旅行中ノモノ。

⑦年齢七十二歳に滿タザル戸主ノ隱居ニシテ疾病事故アリタル場合（以上四項第五十四條）。」（堀 1931, 33~34）

これらのうちの⑤~⑦はフノリのみ代理採取を認め（田村 1931, 68）、他は昆布やフノリのそれを認めている。さらに①~④のうち③については「終身昆布布海苔ノ代理摘採」を特に認めているが、この「軍役」への配慮は「入営中」の者や「出征軍人」には昆布、「志願兵」には昆布とフノリ、それぞれの代理採取なしの分配を認めている点にも表れている。⁽⁷⁾

「一、兵役ノ義務ニ服シ入営中ノモノ乃至出征軍人ハ昆布ニツキ各一人分ノ補助支給ヲ受ク（第四十四條参照）。

一、公務ノタメ採取作業ニ從事シ得ザル者。

一、志願兵ニシテ入営セル本村住民ニ對シテハ現役年限中即チ陸軍ニアリテハ三カ年海軍ニアリテハ四カ年間ハ昆布及布海苔ノ補助ヲナス（村制第四十六條のニ参照）。」（堀 1931, 34）

これらの不在者はいずれは帰郷することが予定されているので、「尻屋村民」としての権利は喪失しない。この点は前掲の「地元の漁業以外の職業を二カ年以上他地方に於いて営み」、あるいは「北海道に出稼したる者にありては出發のときより起算して一カ年以内に帰家せざる」（前掲「村制」55條及び57条）場合とも共通する。すなわち、1年、あるいは2年以内に帰郷すれば「村民」としての権

利は喪失しないのである。このような居住と漁業権の結びつきは、「尻屋部落」と漁業組合との一体化に伴うものであるが、その傾向は両者が分離した後の「現行規約」での「部落会員」資格にも継承されているし、戦後の一部の共同漁業権行使要件についても見られることになる(林 2009 参照)。

昆布やアワビは昭和3年(1928年)の北海道駒ヶ岳の噴火による「磯焼け」ではほぼ壊滅したと言われているが、その後のワカメ採取方法に昆布採取方法が継承された。しかし、この方法は手間はかかるし、個別採取に比して減産になるので、昭和28年(1953年)以降に廃止された。一方のフノリ採取は戦後も継続されてきた。「竹内報告」によると、昭和30年代後半(1965年頃)のフノリ採取権者は「七歳以上の村民はすべて「磯札」をもらって、一斉に摘みとりに加わ」(竹内 1968, 524) わることができ、採取権者の年齢の上限(72歳)は廃止されていた。フノリの代理採取については、「病人代理と公務従事者」には認められていたが、「病人は3年以内だけで、その後は自身採取の事実がなければ、代理は認められない」(竹内 1968, 523) とされているが、漁協以外の「部落会」等の「公務従事者」に配分する規則は継続している。この点に先の「一体化」の継続が見られることになろう。

現在、フノリ採取は年数回の口開け制によって漁協組合員とその同居家族によって行われ、昆布は一定の地先沿岸での採取、鮑やウニは素潜りでの採取を認めているが⁽⁸⁾、すべての「磯物」の代理採取は認められていない。しかし、フノリ採取時の「公務出張者」には「はかりフノリ」と呼ばれる方法での一人分の分配がなされている。当日は三余会が「磯吟味役」(監視役)をつとめるが、各戸のフノリ採取者数と出張者数も三余会が事前に把握している。採取終了後に三余会役員がオガシラである輪番伍長の家に集まり、その日の総採取量を勘案して一人分の分配量を算出し、出張者に分配する方法を「はかりフノリ」と言っている。実際に総採取量を計測し、それを採取人数で割って一人分を確定しているわけではないが、そ

れに近い方法であり、かつての「刈り昆布」の分配方法にも類似しているとも言えよう。

これら海産物の戦前の販売方法についても見てみよう。昆布やフノリ等は函館から田名部、新潟、東京、大坂等に販売されていたが、その売値は入札で、出荷量は15歳以上72歳までの男女の人头割によって決められていた。その根拠となる規定が以下の「漁業組合規約第17條」であった。

「漁獲物ノ製造及販賣ハ左ノ方法ニ依リ組合員各自随意ニ之ヲ行フコトヲ得ス

- 一、組合員ノ生産品ハ總テ共同販賣所ニ於テ總會ノ決議ヲ經テ價格ヲ定メ仲買人其ノ他希望者ニ賣渡スモノトス但シ共同販賣所ハ十五日輪番ノ順序ヲ定メ組合員ノ私宅ヲ以テ之ニ充テ賣價確定當時ノ出席數ノ六分五以上ニシテ出席員全部ノ同意アルニ非サレハ決定スルコトヲ得ス
- 二、布海苔ノ販賣ニアリテハ買受船毎二本船積入ノ總石數ニ組合員及家族十五才以上ノ總人員ニ割當テ一人一船ノ出荷高ヲ定メ順次平均シ製品ノ輸出ヲ計リ相場ノ高低ヨリ生スル組合員収入ノ均一ヲ計ルモノトス」（田村 1931, 73）

上記の二でのフノリ販売では、買い付けにきた商船ごと売り渡す数量を決め、その数量を15歳以上の人数で割り、各戸ごとの割り当てる量を算出するということになる。従ってイエ成員数の多少によって販売量、受け取る代金が異なるが、相場やその時の単価の差異による各戸の収入格差が生じることはない。各戸一様に売価での損得が均霑されるのである。確かにイエ成員数の多寡による各戸の収入格差は生じるであろうが、個人に割り当てられる販売数量はその時々で一定なのであるから、各「尻屋村民」単位での「形式平等性」は志向されていたことになる。こういった個人を単位とする傾向は、これまで述べてきた昆布やフノリ採取、その代理採取や不在

者への配分等からも見られるし、前項での部落会規約でのいくつかの規定からも読み取れるであろう。

更にこの傾向は「漁業組合格約」での次の条項からも読みとれるかもしれない。同第34条「海籬養殖ノ為メ六月ヨリ八月迄ノ時期ニ於テ組員並ニ同家族全部ヲ以テ海籬濱整理ヲ為スモノトス、但シ整理日數ハ少クトモ五日以上タルベキコト」、同35条「海籬ノ害虫驅除トシテ毎年五日以上組員並ニ同家族全部ヲ以テ海籬繁殖ニ妨害スル布海苔唄ノ採捕及雑草ヲ除去スルモノス」（堀 1931, 38）での「組員並ニ同家族全部」の規定である。即ち、一般の「道普請」等でのような各戸単位での賦役や各戸1名での「人日数」ではなく、「組員並ニ同家族全部」による沿岸での作業を要請している点に個人単位の性向が読みとれるであろう。

(4) 「尻屋村民」と〈個と共同性〉

前述のごとく、戦前までの「部落会」から、戦後は水産業協同組合法に基づく尻屋漁協、及び旧戸33戸の世帯主から成る「土地保全会」が分離した。この33戸とその分家5戸を加えた38戸の成員から尻屋漁協は成立しており、現在の部落会もこの38戸の世帯主が正会員であった。「土地保全会」の所有地に関しては後述するように共有入会権が成立していると思われるが、専用漁業権やその後身である共同漁業権、特にフノリ等の「磯物」採取権については上記のような経緯を経てきている。「尻屋村制」以来の「尻屋村民」規定とこの入会権や「磯物」採取権は決して無縁ではないことは明らかである。

入会権や共同漁業権は、最近のコモンズ論から改めて注目されているが、その権利主体や権利の性質に関しては、前稿での石井良介の「風呂敷理論」をはじめ総有権説や社員権説など多くの研究がなされてきた。戦後の入会権研究についての代表的な論者の一人である川島武宜によれば、入会集団は「独立で・相互に平等な・構成員（すなわち「仲間」Genosse。家族ないし、その代表者）によって

構成される」「実在的総合人」（川島 1983, 70）であった。この集団は「多数構成員の集合それ自体にはかならない」のであり、他者との外部関係においても「一つの統一体として権利主張するように見えるが、多数入会権者の共同の主張以外の法律関係を観念する必要はない」（川島 1983, 71）と述べられている。換言すれば、「入会権の主体たる共同体（ゲマインデ）ないしムラは、オットー・ギールケのいわゆる仲間的共同体（Genossenschaft）であり、そこでは団体としての「単一性」Einheitは、構成員の「多数性」Vielheitから分離して存在しておらず、ムラという「共同体」は一つの団体であるが、即ちそのまま多数の村民の総合体以外のものではなかった」（川島 1986, 90）。そして、入会権は、「そのような構成員の多数者が、そのような共同体という団体関係において共同して有する権利である」（川島 1983, 72）。この入会集団に権利義務が帰属するしかたは、「権利主体たる入会集団の構造によって決定されているのであり、入会権は、そのような入会集団の仲間共同体的構造の物権的側面にほかならない。そうして、そのような物権的側面をドイツの法学者はGesamteigentumと名づけた（わが国では「総有」と訳されている）」（川島 1983, 76）。

また、共同漁業権とは、漁業法第6条によれば「共同漁業を営む権利」であり、「一定の水面を共同に利用して営むもの」とされている。現行漁業法制定当時の水産庁によると、この「共同に利用して」とは、その地区の漁民総有の入会漁場— 一定の取り決めのもとに漁民が原則として平等に利用する漁場— ということを表現したもの」（水産庁 1950, 281）と説明されていた。

これらの「多数構成員の集合それ自体」、「多数入会権者の共同の主張」、「共同体という団体関係において共同して有する権利」、「共同に利用して営む」という場合の「集合」、「共同」という語彙で表象される事象は何によってもたらされているのであろうか。すなわち、入会権や共同漁業権を行使する際の共同性が意図されているとしても、その共同性は具体的にはどういう態様であ

り、何によってもたらされるのか。その態様としては、入会集団や漁協において各構成員、各組合員が一定の規約のもとで「一人前の構成員」⁽⁹⁾として形式的に平等に遇され、平等に権利主張できる点が共同性として現象していると言えかもしれない。

このような入会集団や漁協はそれらが存する集落と表裏一体化することが多い。よって、こういった入会集団は「単に入会のためにだけ存在するものではなく、当該部落の存する地域において氏神社を維持し道路・消防・学校等の地域集団の共同の事務を行うための「村落協同生活のための地域体」なのであって、入会地に対する権利義務はこのような包括的な生活共同体の単なる一側面にすぎないのである」(川島 1986, 111) といった説明も可能になるろう。

同様に共同漁業権に関しても、その前身である明治漁業法での専用漁業権については、「地先の海にたいする地元の入会利用関係がまず専用漁業権として構成」されているのであり、その「内的構造は、その漁場の利用に關係する村の構造を反映することになる。いいかえれば、その村の村落共同體の實態が専用漁業権のなかに反映し、その権利としての構造を規定してゆくのである」(潮見 1954, 103) と説明されている。

そうであれば、この「生活共同体」や「村落共同體」での共同性が要となるが、それはどのような仕組みによって生じてくるのであろうか。これらは農村社会学等ではムラ、あるいは「自然村」と表記される集合体であるが、ムラではイエを原則的な構成単位として様々な共同性が見られることは予想される(林 2003 参照)。例えば、構成単位のイエとともに地縁・血縁を媒介としたイエ間関係、そして「単なる個々の家間の共同に留まらず、家々の集合が全体として一つの組織へと再編成された」社会層、これらの三つの層がトナリと呼ばれる関係性を媒介にして巧みに構造化されている場合もあり得よう(清水 1987, 172)。また、入会集団自体もイエないし世帯を基本的な構成単位としてきたし(中尾 1984, 65、川島 1968, 556)、一戸一組合員方式を採用している漁協も少なくない⁽¹⁰⁾。

本稿の対象地での「生活共同体」とは、現在の尻屋漁協や入会集団としての「土地保全会」、世帯主を会員とする「尻屋部落会」、これらを取り除いた後の尻屋集落が該当することになる。しかしながら、この尻屋集落は少なくとも戦前期までは漁業組合や「部落会」とは表裏一体であったのであり、従って、そのような尻屋集落での「生活共同体」の構成原理は、「尻屋村制」、「漁業組合規約」等の規約類等からも推測されるであろう。前述のように、これら規約類からは構成単位は、一般的な農村や入会集団でのようなイエではなく個人（「尻屋村民」、「部落民」）ではなかったろうかとの推測は可能である。その構成単位としての個人が一方では各戸に結集するとともに、他方では現在に至るまで存続している「三余会」に代表される年序集団に分節化されていたと考えられる。この双方の集合体は結集原理を異にするので、どちらかに収斂することはなく、すくなくとも戦前期までは一定の均衡状態を維持していたのであろう。なぜなら、当時は「尻屋村制」によって「總代」の下で一元的に政治・経済等の諸機能は掌握されていたし、各個人も「尻屋村民」や「部落民」としての居住・年齢要件が明確に定められ、各機能、年齢ごとにイエあるいは各年序集団に帰属していたと考えられるからである。

勿論、各個人は多くの時間を各戸で過ごしていたのであろうが、当地での主要な生産活動としての「磯物」採取・分配・販売については、その基本的な単位は個人であったことを想起したい。すなわち、各戸4人以下の者が参加する「拾い昆布」以外の「磯物」に関しては、イエ単位ではなく個人単位での採取・配分・販売が行われていたのである。さらに、代理採取や「代理採取なしの配分」も各個人ごとの要件が定められていたし、海藻類の育成のための海岸部の清掃等に関する規定での名宛人、現在のフノリ採取時に持ち物を置くための海岸での石を各人に2つずつと定めている点、各戸1名による磯でのウニ採取とその分配時の人頭割（前稿参照）、さらに「公務出張者」に対しての「はかりフノリ」という方法での「1人

分」の配分からも、同様な個人単位の「形式的平等性」への志向を読みとることができよう。

現在の漁協や「土地保全会」、「部落会」にも同様の傾向が見られるのであろうか。部落会会員については、上記のように世帯ではなく世帯主を会員としている点は指摘した。他方で、「土地保全会」や前稿で記した戦後の昭和40年（1965年）頃までの尻屋漁協での「40漁家体制」では、むしろ構成単位をイエとする傾向が見てとれるかもしれない。しかし、漁協でのその後の組合員数の増加が当時の行政側からの要請によるものであったにせよ、1戸あたりの組合員数に制限を設けていないことは、漁協自体が漁業に従事する個人を単位とした組織に変貌していったことを示すものであろうし、またこのことは水産業協同組合法にもそうものでもあった。さらには前稿でも紹介したように、当初は組合員の欠員を年齢順（生年月日順）で埋めていたことは、当地での年序制的な傾向と適合するものとなる。

他方の「土地保全会」は確かに旧戸33戸の世帯主（「尻屋村民」）が構成員となっており、昭和26年（1951年）に制定された「尻屋土地保全株式会社規則」⁽¹¹⁾や前稿で記した脱退事例、および構成員が「尻屋村民」であることによる「形式的平等性」からは「入会集団」と言えそうであるが、同時に戦前までの年序集団の一つでもあった「戸主会」を継承した集団としての側面をも有している。「戸主会」が戸主33人の集団であったように、「土地保全会」も「部落共有権者」（「尻屋土地保全株式会社規則」第4条）としての33人の世帯主の集団であり、33戸のイエが「土地保全会」の構成員ではないとの解釈も可能であろう⁽¹²⁾。各戸の「跡取り」のみによって現在の「三余会」が構成されていることも、実際に「三余会」に入会する年齢（高校卒業時）以降に「跡取り」以外の者は他の職業につき、他出しているという近年の状況が生み出した現象であり、会則上は各戸の「跡取り」のみに限定しているわけではない（会則3条、林 2011, 9）。すなわちここでも構成単位はイエでな

く、当地に居住する個人である。

このように当地での「生活共同体」としてのムラ、あるいはそのムラを基盤とする尻屋漁協、「土地保全会」、「三余会」、「部落会」等の基本的な構成単位が個人であるという傾向は指摘できるが、少なくとも戦前までは「磯物」採取権者はそのうちの15歳から72歳までの個人であった。つまり「生活共同体」の構成員である「尻屋村民」であり、「子供組」や「インキョジサマ」のような年序集団にも帰属しているが、「磯物」採取権はなく漁獲物配分の人頭割には含まれない個人も存在していたのである。こういった存在を「生活共同体」は抱え込んでいたのあるが、このことは採取権者集団と採取権を有しない「周辺部」の構成員に「尻屋村民」を区分することになる。全ての当地出身の「尻屋村民」は誕生後、年齢の上昇とともに幼少期や「子供組」での「周辺部」から「中核集団」である採取権者集団に入り込んでいき、やがては隠居して「周辺部」に戻ってくる。このように年齢による区分が当地の年序制に適合していることは言うまでもないが、同時にこのことは当該「生活共同体」の開放性と閉鎖性をもたらすことにもなる。

居住者が生得的に区分されるではなく、年齢によって区分されることによって、各年序集団や「中核集団」は構成員が絶えず入れ替わるという流動性を有するが、その流動性が各集団の開放性をもたらすことになる。他方で、構成員が年齢等の客観的な指標によって限定されることによって各集団の区分は固定的になり、各集団の構成員性の融通性はなくなるので、その意味では閉鎖的になる。このような性格を最も明確に示すことが可能であったのが、年齢区分が明確な「三余会」（16歳～42歳）と「土地保全会」の前身である戸主会（43歳～71歳）であった。しかし、後者の戸主会は戦後の社会的・経済的状況の変化や転入戸増加等に伴って共有財産を維持していくために新たに閉鎖的な「土地保全会」を結成せざるを得ず、且つ戦後は「隠居年齢」はなくなったので、その構成員の流動性は弱化してきている。しかし、「三余会」は「土地保全会」ほどの財産

を保有していなかったことともに、構成員性は家族上の地位ではなく、実際の年齢に対応していたので、その開放性と閉鎖性は維持され、組織改編を伴う規約改正も必要とはしなかったのではないだろうか⁽¹³⁾。

このように、同じ「尻屋村民」であっても、彼（女）らは「周辺部」と「中核集団」、各戸や各年序集団に区分されつつ、上記の規約類で明記された共通の資格や条件のもとでの共同性を表出していた。しかしながら、本稿ではこれらの共同性の底流に潜むもう一つの共同性を想定したい。便宜上これまで言及してきた共同性を「形のある共同性」、もう一つの底流の共同性を「形のない共同性」と呼ぶことにする。この「形のない共同性」とは、非定型的なアモルフな共同性を考えているが、こういった共同性は明確な定義づけはなくとも、農村社会学等の村落研究のなかでは以前から指摘されてきたことである。前稿冒頭で言及した「ムラ産」⁽¹⁴⁾という観念や「みんなのものという習慣的な網」（内山 2004, 78）としての「総有」についての次の様な説明にも見られるところである。

「伝統的な総有関係が成り立つ背景には、メンバーによる共同行動があったように思います。たとえば、山道をなおしたり、共同で水管理をするといった共同行動があり、だからこそこの共同行動の恩恵を受けるものは、総有物であったのです。…はっきりした取り決めも慣習もないけれど、困ったことがあった家にはすぐに応援に行くという雰囲気もあります。そういう、明確なものからあいまいなものまでふくめて、地域共同体の多層的な共同行動があり、だからこそ、この共同行動とともに展開するものに対しては、総有の網がかぶっているのです。」（内山 2006, 81）

ここでの「困ったことがあった家にはすぐに応援に行くという雰囲気」が「形のない共同性」の一つの具体例である。こういった共同性なり「共同行動」は、「水の相談、病虫害の相談、農道の補

修、水路の浚渫…、一枚の田でも、それを田んぼらしくあらせるためには、部落のなかでの相談ごとはいろいろである」（守田 1978, 71）と言われるように、当該地においても日々の相談や接触、日常会話等から生まれ、且つこれらを推進するものであろう。このことを敷衍すれば、日々の相互への「働きかけ」がこういった共同性と密接に関連していると言えよう。そして、このような「形のない共同性」が規約等によって具体化される「形のある共同性」の底流に位置し、後者の共同性を支えているのである⁽¹⁵⁾。

勿論、これらの「共同性」は、時として「わずらわしさ」や「しがらみ」（二宮 1995, 12）を生み、常に肯定的側面だけを持っているわけではない。しかし、「貰い子」にしろ婚入者にしろ、当該「生活共同体」外からの移入者が「尻屋村民」化していくには、既存の「尻屋村民」と「なじむ」時間が必要であったろう。こういった「なじむ」ことが「形のない共同性」の一つの具象化となる。「貰い子」についての前掲の「尻屋村制第五十二條、五十二條の二」での「届け出後1ヶ月」や「十五歳未満」規程も、実際に貰われてくる年齢（4歳から7歳ぐらい）を勘案（林 2008 参照）すると、採取権を享受するまで当地での「なじむ」時間を想定していたと解することもできよう。

また、かつて川島武宜は事実上の家族関係と戸籍上のその違いを述べるなかで、「民衆の親族家族関係の形成は、段階的に行われる」のであり、「嫁は徐々に婚家の家族員になってゆく」という「漸次的段階的な発展・生長」を指摘していた（川島 1982, 67）。その「漸次的段階的な発展・生長」の時間は個々のイエだけでなく、ムラや部落のレベルでも必要であり、それが「なじむ」時間であった。その時間が「形のない共同性」によって満たされることによって、「形のある共同性」への参画は円滑に進められたのであろう。

「形のある共同性」であった「尻屋村制」等は生産・生活上の強度の規制を課してきたことは本稿において参照してきた先行研究に

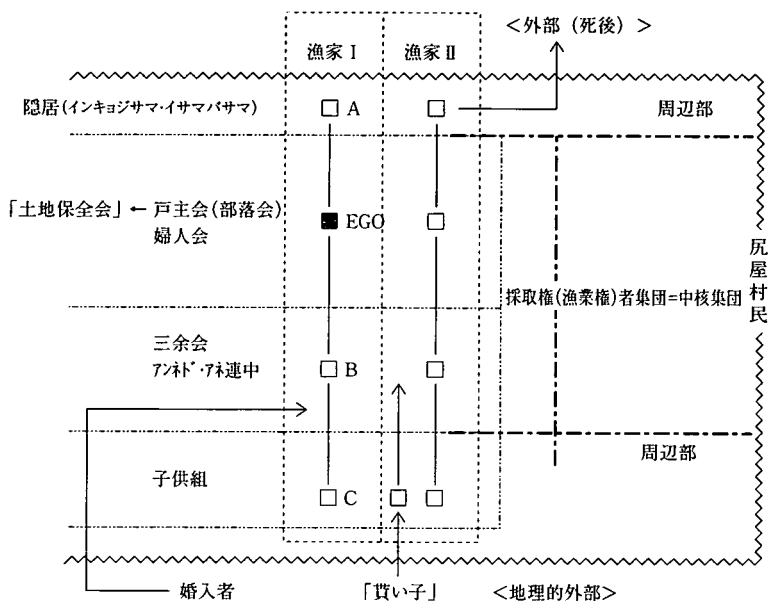
においても幾たびか指摘されてきたことである⁽¹⁶⁾。しかし、こういった規制が存続してきた一方で、再三言及してきた「貫い子」や外部からの婚入者の存在⁽¹⁷⁾、及び田名部など外部への次三男の転出は当地と外部との交流を示唆していよう。この交流は「なじんだ」者の流出と新たに「なじむ」者の流入をもたらすが、そのことによって底流の「形のない共同性」は新陳代謝され、新陳代謝されることによって、「形のある共同性」を活性化する。そして、活性化された後者は、その定型性の故に非定型的な前者を秩序化し、「生活共同体」の枠内に絶えず組み入れていくことになるう。

おわりに

本稿では、昭和初期から現在までの尻屋という一漁業集落での〈個と共同性〉の諸相を、残された規約類を参照しながら記述してきた。「尻屋村制」から「現行規約」までの規約から読みとることのできる尻屋集落の構成単位はイエではなく個人であったのではなかろうか。その個人が紡ぎ出す共同性は大きく「形のない共同性」と「形のある共同性」に分けられた。後者の共同性が見られる「生活共同体」では、さらに「周辺部」と「中核集団」に区分される一方で、各年序集団と各戸のそれぞれの共同性が見いだされる。整理してみると、図(1)での模式図のようにならう。

この模式図では、AはEGO夫婦の父母であり、72歳以上の「隠居」であり、B夫婦は「跡取り」夫婦で、Cは孫である。EGOは戸主会、その妻は婦人会、「跡取り」は三余会、その妻はアネ連中、孫は子供組に属している。各人は各戸(漁家)の成員でありながら、「隠居」から子供組までの年序集団に属しているが、その一方で採取権(漁業権)の有無によって「中核集団」と「周辺部」に区分される。どのような集団に含まれていても「尻屋村民」には違いない。これらの各年序集団や採取権者集団、「尻屋村民」としての資格や権利義務は「尻屋村制」以来の規約によって規定され、そ

図（1）年序集団とイエの共同性の模式図



れを遵守するなかでそれぞれの集団での共同性が表出されてきており、それらを「形のある共同性」と呼んできた。他方の「形のない共同性」は、いわばこの模式図の裏側に存する共同性であり、各集団間、そして各戸や各個人の間での交流を円滑に推進する潤滑油としての機能を果たしてきた。新たな移入者・婚入者もこういった「形のない共同性」のなかでなじんでいくことになる。

これらのいくつもの「形のある共同性」を人の一生という観点から見てみよう。当地で誕生した者（男）は各戸の成員でありながら、幼少期には「子供組」に入っており、やがて15歳を過ぎると三余会に加わることができ、それぞれの帰属集団ごとの共同性を担う。その一方で、フノリ等の採取期には15歳以上72歳までの「中核集団」に加わり、やがて72歳になると「隠居」し、「周辺部」に移行する。採取権がなくなることは、当該者の海への「働きかけ」

(採取) とそれに伴う採取権者としての「尻屋村民」相互への「働きかけ」(相互承認) も終息することである。しかし、そうであっても「尻屋村民」としての共同性の一翼は担っている。つまり、当該者は年齢とともにこれら年序集団の共同性を順次担い続けるが、「尻屋村民」という外枠は維持されてきた。言い方を変えれば、当該者は「尻屋村民」であることによる一定の閉鎖性を維持しながら、その内部では各戸と年序集団のいずれか、「中核集団」か「周辺部」のどちらかに帰属する。各戸での家内的な地位と年齢によって加わる集団は異なるのであるから、これらは全く乖離しているわけでも、いづれかに吸収されるわけでもない。

すなわち、当該者はあるイエの成員でありながら、ある年序集団に属し、且つ「中核集団」に属する。イエが婚姻と血縁を契機とする結合体であるとすれば、年序集団は年齢によって区切られているのであり、その構成契機は異なるので、どちらか一方に収斂することはなかった。当該者は異なる構成契機の複数の集団に同時に属し、その集団が相互に当該者を牽引しあうとともに、各集団成員はその状況に応じて集合・解散を繰り返すので、いずれの集団にも開放性もたらされることになろう。そして、ここではイエも他の集団と同じ次元で語られるので、「生活共同体」の構成単位にはなりにくい。

当該者にとっては、各種の行事や日常生活のなかでの生産活動時間か余暇時間かで、前景化し、具体化する集団が異なることになる。例えば、フノリ採取時期は各個人はイエ成員や年序集団の成員でありながら、主として「中核集団」成員として機能し、それが終わり各戸に戻ればイエ成員となり、翌日「三余会」の作業に従事するときは「三余会」会員として機能する。様々な状況次第で、ある集団が具体化し、ある共同性が表出する。それらが臨機応変に、あるいは生産活動時期や年中行事に応じて、柔軟に表出する点に当地での多彩な〈個と共同性〉がみられるのであるが、それらを束ねるものが「尻屋村民」であった。

個々人が「尻屋村民」であり、彼（女）らの織りなす多彩な共同性が当地の「生活共同体」の枠内で展開することになるが、そのことは「尻屋村民」であることが外枠となっている。「尻屋村民」が外枠であるとともに、「居住」を必須要件とする個々の構成員でもあったことは、前稿冒頭で引用した石井良介の「風呂敷理論」（石井 1969, 21）を援用すれば、「尻屋村民」は風呂敷であると同時に風呂敷の糸でもあることになる。風呂敷の糸の集まりが風呂敷であり、糸が集まって風呂敷としての機能を遂行するように、小文字の個々の「尻屋村民」の集まりが大文字の「尻屋村民」であり、それが「包括的な生活共同体」（川島 1986, 111）であるが、それは個々の「尻屋村民」の集合にすぎない。その集合の内側にイエ、年序集団、部落会や漁協、「中核集団」や「周辺部」があり、それぞれがそれぞれの機能を有していたのである。

ここでの多彩な共同性はイエから年序集団、部落会や漁協において、そしてそれらが相互に入り組むなかで表出している⁽¹⁸⁾。その多様な集合では多様な「一人前の構成員」が存在し、且つ多彩な〈個と共同性〉が柔軟に展開するなかで「包括的な生活共同体」としての尻屋集落も存続してきたと言えるのである。しかしながら、こういった〈個と共同性〉のあり方は、公式法（国家法）とも無縁ではなかった。戸籍を利用する「貰い子」の扱いのように、公式法を利用しつつ移入者を組み入れてそれまでの〈個と共同性〉を維持する場合も、あるいは戦後の漁協や「土地保全会」の成立に見られるように、公式法による漁協、さらには「土地保全会」の分離によって部落会の力が実質的に弱化する場合もあり得た。そうであっても、当地での多彩な〈個と共同性〉は構成単位を個人としてきたのであり、その点では流動化しつつも一定の機能を担うことを要請されている現代の地域社会、さらには従来はイエ単位での集落や生業を想定してきた農山漁村の今後の一つのあり方を示唆するものとなる。

- (1) 「村内の各部落は所謂自然村落であつて、海濱・小川・谷・丘とかに仕切られた土地に聚落を形成して居り、これが為め部落と部落の間の如きは遠きは二里も三里もある。従つて村内の交通は至って不便で各部落に對する日用品の供給並に農産物海産物の集散は凡て隣接の大湊線田名部町に仰がねばならず村落の行政所たる村役場も自村の地域内に置かず、田名部町に置いて産物の販賣、日用品の買出に出た序に公用も辨ずると云うようになってゐる。これは明治初年に東通村と云う政治村落が人為的に造り上げらるゝまでは、東通村内の各部落は各々独立したる天然村落として田名部代官所の支配下に属し同所が政治的並に通商的中心地であつた。」(熊谷 1933, 88)
- (2) 石崎宜雄によれば、このような規定になつたのは昭和32年からである(石崎 1962, 19)。
- (3) 前述の山口彌一郎の報告からすると、この間一時的に1300円に値上げされたことにならう。
- (4) 盛田稔によれば、昭和27年(1952年)には「貰い子」は「男子10人、女子12人と性別も大体相半ばするようになって来た。昭和28年10月現在では総数27人、外にその配偶者1、子1である」と記している。(盛田 1954, 22)
- (5) 堀らによると、当時の漁業権調での主な結果を表示すると以下の通りである(堀 1931, 19)。ここでも昆布、フノリ、鮑等が主要な漁獲物であつたことが予想されている。

種別	指定番号	漁獲物	見積価格
地先専用漁業権	3 1 8 7	鮑、海籾、昆布その他	2 1 0 0 0 円
同	3 1 8 5	鱈、鮭、鱒	7 0 0 円
慣行専用漁業権	3 1 9 0	鮑、海籾、昆布その他	2 1 0 0 0 円
同	3 1 8 4	鮑、昆布その他	2 1 0 0 0 円
地先専用漁業権	3 1 8 9	鱈、鮭、鱒	1 4 0 0 円
同	3 1 8 6	海籾	7 0 0 0 円
同	3 1 8 8	石菜花	1 4 0 0 0 円
定置漁業	2 3 2 0	鯛 鰯、平目、鱈	3 6 0 0 円

- (6) フノリ採取区域を田村は7区に分けると報告しているが、前述のように堀らは11区としていた。この違いが何故生じたか、対象とする地先海岸の違いか、あるいは田村の調査時期には7区に変更されて、それが現在まで継続されているのかは不明であるが、ここではそのまま引用しておいた。
- (7) 「當部落に於て現役軍人は勿論、出征、演習召集、點呼召集等が海藻、鮑採取時季に遭遇する時は、軍人の不在出漁せざる者の家族に對し、一人分の收穫に相當する量を毎日の收穫量に應じ各出漁者一同(一五才以上七十二才以下)より均等に割當徴發して贈與し以て生活の安定を得しむるは慣例なり。他地方に修学する學生、生徒及公務の為不在出漁せざる者(例えば村會議員及産牛馬代議員等)に對しても亦同じ。而して最も美点とすべきは出征軍人にして不具癡疾となりたる者及私設消防に屬するものにして有事の際負傷して不具者となりたる者に對して、終生其の年度收穫の一人分を贈與するの規

定を作り、現に之を勵行しつゝある事なりとす。」（東通村 1930, 13）

- (8) 現在のフノリ等の採取方法については、（林 2009）と前稿を参照。ここで現在の昆布採取とフノリ採取における三余会の関わり方の差異について述べておこう。フノリ等の「磯物」採取時の三余会の監視（「旗揚げ」）等（林 2009, 林 2011 参照）は従来の「尻屋村制」や慣行に基づく部分が大い。掘らも以下のように記していた。すなわち「従来「村制」に規定されて居た共有林管理人（二名）布海苔摘改メ役（三名）昆布採取吟味役（三名）鮑突キ改メ役（五名）等の職務は、現在はすべて同部落の三餘会（後述参照）にこれを依頼している。三餘会附則の…「本會ハ村方ヨリ春磯及秋夜磯等ノ吟味方委任セラレ春磯吟味役二名ヲ選任ス」（第二十九條）「夜磯ノ吟味ハ正會員貳拾五歳以下ノ者ヲ以テ取締ニ任ズ尙未入會拾五歳ノ者モコノ任ニ當ルコト」（第三十條）…というのが、これに當るものである。」（堀 1931, 23）

このように昆布採取も三余会の監視のもとにあったが、既述のように「磯焼け」後、長く昆布は採取不能であった。しかし、昭和38年（1963年）頃から漁協、特に若い組合員らの「漁業研究会」が中心となって「海中造林作業」が行われるようになった。これはウニや鮑の餌としての昆布の植え付け作業である。その後昆布に適した海流温度の変化もあって、昆布の生育が見られ、昭和57年（1982年）度から新たに採取され始めた。このような経緯によって昆布採取が再開されたので、現在のコンブ採取には三余会は関与していないという。

- (9) ここでの「形式的平等性」とは、①法的な観点からの「共同体構成員の権利の平等性」、②構成員の需要や生産能力、社会的力関係の強弱や富の差異とも関係がない「抽象的な平等性」、③一定の条件を満たした者、従って当該村落共同体における居住者全員とは限らない「一人前の構成員」だけの平等性を意味している（川島 1983, 45）。
- (10) 東通村内の8漁協のうち、尻屋漁協と猿ヶ森漁協以外はすべて一戸一組合員方式を採用している（林 2009）。
- (11) 当初は株式会社を設立するつもりであったようであり、そのときに制定された「尻屋土地保全株式会社規則」には以下のような条文が見られる。
 「第一条 わが部落は旧来より協同団結をもって自他ともに認められ今尚変わりはなくが世の然らしむ処に依りムシリ（弁天島）の避難港着工とともに移住者多くなるによりわれわれ地元民として益々結束を固め持てる共有地を利用して造林事業及び畜産事業等を行い永く保全するを目的とす
 第三条 本社の社員は昭和二十六年度まで部落共有権利者であった三十四名である（別紙社員名簿の通り）
 第四条 社員にして退社せんとするものは賃貸価格にて権利を社に譲渡する事
 第九条 社員の家族にして定年に達したものは必ず三余会に入会すること」（竹内 1968, 537）
- (12) この点について中尾英俊は「入会権は個人がもつ権利ではなく世帯（又は世帯主）がもつ権利である」（中尾 1968, 62）と述べているが、同書に引用さ

れている盛岡地裁昭和5年7月9日判決では「入会権は…部落の住民で一戸を構える（主宰者である）戸主又は世帯主としての資格を有する者だけが之を有し…」と判示しており、中尾自身も「形式的には、世帯の代表者である世帯主が入会権をもつ、とってよいと思います」（中尾 1968, 65, 66）と述べている。本稿では入会集団の構成員という観点から、一定の限定されたイエの戸主又は世帯主の権利として入会権を考え、入会集団の構成単位もそういった個人であり、各イエは世代が変わるごとに入会集団の構成員を「選出」していると考えたい。

- (13) 三余会会員で42歳を超えた者を「特別会員」としている点は、年齢と家族内の地位によって区切られた三余会と戸主会（部落会）のいずれにも属さない者への対応策であるが、こういった手法は各集団の閉鎖性への柔軟な取り組みの一つとなり、各集団の分散・対立や当該集団の硬直化を防ぐことにもなる。
- (14) 例えば守田志郎は「だれだれの田だれだれの屋敷地と普通に家庭共同体による土地の所有は、部落の所有というもっとも基礎的なあるいはもっとも根源的な所有に抱かれており、そのことによって、それぞれの家庭共同体が生活そしてそのための生産を、つまりは呼吸を、絶えることなく続けることができる」（守田 1978, 113）と述べていたが、ここでの「部落の所有」という視点は、前稿冒頭で言及した集落内の土地を「ムラ産」とする観念や最近の鳥越の「共同占有論」（鳥越 1997, 68）が想定している状態とも共通しよう。この「部落の所有」や「共同占有」の裏面には、前掲の「屋屋村制第十條」での「本村民ニシテ家計上ノ都合ニヨリ廢絶家トナリタル場合ハ其ノ親族及遺産管理者ニ交渉ノ上當部落地區内ノ土地其ノ他ノ貨財ハ尻屋部落共同ニテ讓渡ヲ受クルモノトス而シテ共有地ニ屬スル權利ハ時價四分ノ三以内ノ價格ニテ部落共有財産ノ内ニ讓渡ヲ受クルモノトス尚他地方ニ移住シタル場合亦全ジ」という規定が存する。この規定自体は「廢絶家」するわけではない家や居住し続ける個人の所有地を「部落の所有」地であると定めているわけではないが、平常時には潜在化していた「部落の所有」という観念が「廢絶家」という緊急事態時に顕在化したものであるとの理解は可能であろう。
- (15) 内山節は「講は入りたいからといって入れてくれる組織ではなかった。入会に当たっては、メンバー全員の承認が必要だったのである。つまりよく知り合った、信頼できる仲間で講はつくられていた」（内山 2010, 128）と言うが、この場合の「信頼できる仲間」であることが「講」に入会する前提であり、そういった「信頼できる」状態がここでの「形のない共同性」なのである。そしてこのような「形のない共同性」は、明文化された規約や客観的に明示できる規準によってのみ生まれるわけではない。
- (16) 本稿で紹介してきた各種の規制以外では以下のようなものもあり、生活全般に関しても規制していた。

「尻屋村制

第十七條 從來ノ慣習ニ依リ酒類菓子類其他ノ飲食料品ノ販賣ハ村内ニ於テ營業スルコトヲ禁ズ、但シ特ニ總會ノ承認ヲ得タルモノハコ

ノ限りニ非ズ

第十八條 酒類其他ノ飲食品ヲ除クノ外異服太物荒物小間物類ノ販賣ハ惣代人ノ承認ヲ得ルニ非レバ開店スルコトヲ得ズ、但シ村内ノ取締上前項販賣ノ店舗ハ自宅ニ於テ開店シ小家其他雜建物等ニ於テ營業及居住スルコトヲ禁ズ

さらに第十九條では「村社祭日及集會ノ席ニ於テ使用スル酒類其他飲食料品ハ左ノ數量ヲ超過スルコトヲ得ズ。」とし、正月以降の各種の祭礼、行事ごとの酒量を定め、なおかつ「驕奢ニ流ル、ヲ禁ズ」と明記している（堀 1931. 40. 41. 49）。同様の規定は「12年規約」にも見られる（竹内 1968. 542）。

- (17) 竹内利美は「尻屋の通婚範囲は圧倒的に部落内に集中している」とし、昭和32年（1957年）現在の内婚率が75%であると記しているが（竹内1968. 499）、30戸前後の戸数であったことや、「貰い子」の相当数が津軽地方から貰われてきていたという中川の記述（中川 1936. 342）から考えると、外部からの婚入者が全くいなかったわけではないだろう。
- (18) 昭和24年（1949年）施行の「尻屋漁協規約附則」冒頭には以下のように記されていた。

「尻屋漁業協同組合相互扶助の精神を一層強固にし共存共栄の目的を以て次のとおり定める

第一章冠婚葬祭

第一条 組合員並びに部落惣代に届けたる場合は地区内外を問わず二日間は全部休漁すること
外し区外との結婚者見送り際は出発の日より起算し鮑突に限り三日間休漁すること」

すなわち、漁協規約附則冒頭において「相互扶助」と「共存共栄」を掲げ、且つ休漁措置には「部落惣代」にも届けるが必要とされているが、後者の点に漁協と部落会の「交互嵌合」interdigitation (J. Edwards and M. Strathern, 2000, 158) が見られよう。これを「未分化」として見ることも可能であるが、本稿ではむしろこれを「交互嵌合」として捉え、そこに〈個と共同性〉の多彩さを、そしてその基礎に「形のない共同性」を見てみたい。

（参考文献）

- 青森県 1990 : 『復刻版 青森県農地改革史』（不二出版）
有賀 2001 : 『有賀喜左衛門「家と奉公人」』『有賀喜左衛門著作集Ⅻ』（未来社）
石井 1969 : 『石井良介「山梨県山中部落の入会権」』『法学協会雑誌』86巻1号
石崎 1960 : 『石崎宜雄「下北半島の村落構造—青森県における自治制度の成
立に関連して—」』『東北法学会雑誌』10
石崎 1962 : 『石崎宜雄「崩壊する下北郡東通村の村落構造」』『弘前大学教育
学部紀要』8号
潮見 1954 : 『潮見俊隆「漁村の構造」』（岩波書店）

- 内山 2006 : 内山節『地域の作法から』(農文協)
 内山 2010 : 内山節『共同体の基礎理論』(農文協)
 小熊・小池 2001 : 小熊健・小池淳一「地域研究の対象としての「尻屋」研究史—民俗学および隣接諸科学の調査研究の軌跡—」【青森県史研究】7号
 小野 1934 : 小野武夫『近代村落の研究』(時潮社)
 川島 1968 : 川島武宜編『注釈民法(7)』(有斐閣)
 川島 1982 : 川島武宜著作集第一巻『法社会学Ⅰ』(岩波書店)
 川島 1983 : 川島武宜著作集第八巻『慣習法上の権利1』(岩波書店)
 川島 1986 : 川島武宜著作集第九巻『慣習法上の権利2』(岩波書店)
 熊谷 1933 : 熊谷正男「日本の共産村落—青森縣東通村の郷土的研究—」【郷土】5号
 清水 1987 : 清水昭俊『家・身体・社会』(弘文堂)
 水産庁 1950 : 水産庁編『漁業制度の改革』(水産庁)
 竹内 1968 : 竹内利美編『下北の村落社会』(未来社)
 田村 1931 : 田村浩『農漁村共産體の研究』(泰文館)
 鳥越 1997 : 鳥越皓之『環境社会学の理論と実践』(有斐閣)
 中尾 1968 : 中尾英俊『新版入会林野の研究』(勁草書房)
 中川 1930 : 中川善之助「村の家(上)」社団法人日本放送協會東北支部編『東北の土俗』(三元社)
 中川 1936 : 中川善之助「尻屋部落」【法学協奏曲】(河出書房)
 中川 2001 : 中川善之助『民法風土記』(講談社学術文庫)
 二宮 1995 : 二宮宏之編『結びあうかたち』(山川出版)
 林 2003 : 林研三「日本農村における共同性」【法社会学】59号
 林 2008 : 林研三「「貰い子」と家族と村落」【札幌法学】19巻2号
 林 2009 : 林研三「下北地方における法と共同性(その1)第I報告 漁業慣行と漁業協同組合」【札幌法学】21巻1号
 林 2011 : 林研三「漁業集落における〈個と共同性〉(その1)」【札幌法学】22巻2号
 東通村 1930 : 東通村役場『尻屋状況一斑』
 堀 1931 : 堀経夫・萩山健吉・横山武夫『青森縣尻屋部落經濟制度一般』(仙臺財團法人齋藤報恩會學術研究總務部出版)
 守田 1978 : 守田志郎『日本の村』(朝日新聞社)
 山口 1937 : 山口彌一郎「本州最北端尻屋崎附近の聚落(二)」【地理学】5-9
 横山 1940 : 横山武夫『青森縣下に於ける特殊なる社會經濟制度の研究』(青森縣經濟更正資料第三十一輯)
 J.Edwards and M.Strathern, 2000 : J.Edwards and M.Strathern, "Including our own" in J.Carsten (ed.) *Cultures of Relatedness* (Cambridge University Press, 2000)

（謝意）

はじめて尻屋を訪れたにはもう10年以上も前でした。当時下北半島のいくつかの集落で調査をはじめており、そのついでに尻屋漁協を訪ねたのが最初であると記憶しています。その時に対応していただいた方が現在の尻屋漁協参事の古川義克さんでした。その数年後、本格的に尻屋調査を開始するにあたって再度尻屋漁協を訪ねた時に古川さんに再会しました。うかつにも私は古川さんのことをおぼえていなかったのですが、古川さんのほうは私をおぼえていたようで、全く申し訳ないと感じたことを記憶しています。以来、何度も漁協事務所を訪れては古川さんと漁協組合長さんに話を聞き、資料を頂き、さらには地先沿岸も案内していただきました。その古川さんも今年（2011年）12月に定年退職なさるとお聞きました。僭越ですが「長年のおつとめご苦労様でした、そしていろいろありがとうございました」とこの場を借りてお礼を申し上げます。

もう一人尻屋調査でお世話になった方は、現在の「部落会長」の南谷寿一さんです。南谷さんには話を聞くだけでなく、何人かの集落の方々を紹介していただきました。南谷さんによれば、当地には現在でもいろいろな大学関係者、学生が調査に訪れているといえます。その度に南谷さんが対応しているようで、私もその一人であり、いつもいやな顔ひとつせず会っていただいたことには大変感謝しています。

さらに、東通村役場で水産業を担当している坂本信大さんにもお世話になりました。当初は東通村内の各漁協の組合長さんを紹介していただいたり、役場での漁業関係の資料を閲覧させて頂きました。現在では坂本さんとは下北に行くたびに一緒に飲む間柄になりました。そのおかげで随分むつ市の「飲み屋街」には詳しくなったような気がしますが、そのことも含めて感謝しています。

他にもあえて名前をあげることは差し控えますが尻屋在住の方々、そしてかつての尻屋漁協参事の住吉豊さんにも貴重なお話を聞くことができました。

村内に原発を有する東通村は、3.11東日本大震災以後のさまざまな状況のなかで「静かに苦悩している」ように思われる。「毒を喰うわば皿まで」。東通村の悲しい選択は、持続不可能の選択、である。しかし、それは東通村の独自の選択ではない」（鎌田隼他『下北核半島』（岩波書店、2011）67頁）とも評されているが、村内の各集落での原発への対応への様子を語ることは難しいと思われる。

ともあれ、お世話になった皆さんには心から感謝していることをここで再度記しておきたいと思います。しかし、このようにずいぶん長く尻屋に通い、様々な方々の話を聞いてきたはずなのに、成果となると何となく心許ないというのが現在の心境ですが、昨年（2010年）の「日本法社会学会学術大会」では数名の友人とともにミニシンポという形式で下北地方の農漁村に関して報告することができました（私は尻屋について報告しました）。本稿もこれまでの調査資料をもとに作成されていることを最後に付記しておきたいと思います。

* 本稿は本誌22巻2号掲載の「漁業集落における〈個と共同性〉（その1）」の続編であるが、平成21年度の調査は平成21年度札幌大学研究助成によって行われたことを記しておきたい。